

## 釜石市移住支援補助金交付要綱

### (目的)

第 1 条 釜石市への移住又は定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消を図るため、東京圏から釜石市に移住し、就業又は起業した者に対し、予算の範囲内において、釜石市補助金交付規則(昭和 50 年釜石市規則第 44 号)、釜石市補助金交付要領(平成 19 年釜石市告示第 79 号)及びこの要綱により、補助金を交付する。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 東京 23 区 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 281 条第 1 項に規定する特別区の区域をいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号)、山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)、離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)、半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村及び平成 22 年国勢調査から令和 2 年国勢調査の人口減少が 10%以上の市町村をいう。
- (4) マッチングサイト マッチング支援事業を実施する岩手県が東京圏の求職者に対して、県下にある企業等の求人掲載のために開設及び運営するインターネットサイトをいう。
- (5) 移住 住民基本台帳法(昭和 42 年法律 81 号)第 22 条第 1 項の規定により釜石市に転入することをいう。
- (6) 関係人口 釜石市と関わりを有する者をいう。
- (7) 年齢 補助金の申請日が属する年度の 4 月 1 日時点の年齢をいう。

### (交付対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、いわて暮らし応援事業・マッチング支援事業実施要領(以下「県要領」という。)の規定に基づき就業又は起業したもので次の第 1 号の要件を満たし、かつ、第 2 号から第 6 号までのいずれかの要件に該当するものとする。

- (1) 移住に関する要件については、次のアからウまでの全てに該当すること。
  - ア 移住前の要件については、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(ア) 釜石市に移住した日の前の日を含む10年間のうち、通算して5年以上東京23区に居住し、かつ、釜石市に移住した日の前日まで連続して1年以上東京23区に居住していたこと。

(イ) 釜石市に移住した日の前の日を含む10年間のうち、通算して5年以上東京圏(条件不利地域を除く。以下この号において同じ。)に居住し、かつ、釜石市に移住した日の前日まで、連続して1年以上東京圏に居住し、又は釜石市に移住した日の3月前の時点において、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区に通勤していたこと。ただし、東京23区に通勤していた期間(東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に居住し、東京23区内の大学等へ通学したのちに、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も含む。)については、釜石市に移住した日の3月前までを当該1年の起算点とすることができる。

イ 移住後の要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以降に釜石市に移住したこと。

(イ) 補助金の申請日において、釜石市に移住した後1年以内であること。

(ウ) 補助金の申請日において、釜石市に5年以上継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 市税の滞納がないこと。

(エ) その他岩手県又は釜石市が移住支援補助金の対象として不相当と認める者でないこと。

(2) 就業に関する要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先がマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

エ イに規定する求人への応募日が、マッチングサイトに補助金の対象として掲載された日以降であること。

オ 就業先に、補助金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

カ 就業が、転勤、出向、出張又は研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 起業に関する要件については、申請時において、起業支援金(県要領第5の規定に基づく支援金をいう。以下同じ。)の交付決定を1年以内に受けていること。

(4) 専門人材に関する要件については、内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業し、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 第3条第1項第2号ア、エ、カ、及びキに掲げる要件に該当すること。

イ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(5) テレワークに関する要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。

イ 内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(6) 関係人口に関する要件については、次のアからキまでのいずれかに該当する者であって、かつ、クからコまでのいずれかに該当するものであること。

ア 岩手県が実施する「遠恋複業」の取組により、県内企業又は団体と複業を実施したことがある者

イ 釜石市出身者(2親等以内の者が釜石市に住民票を有する等)

ウ 釜石市暮らしお試し移住パック制度実施要綱(令和5年釜石市告示第57号の3)に規定する釜石市暮らしお試し移住パック制度を利用し、又は市が実施するお試し移住ツアーに参加したことがある者

エ インターンシップ又は副業で釜石市の企業に就業した者

オ 釜石ラグビー応援団設置要綱(令和2年釜石市告示第141号の4)に規定する釜石ラグビー応援団の団員

カ 固定資産税を釜石市に納めている者(土地、山林以外)

キ 釜石市の移住相談窓口相談した上で移住した者

ク 市内の農林水産業に就業する者

ケ 家業等へ就業する者

コ 市長が認めた企業に就業する者

2 前項の規定により補助金の交付を受ける場合において、2人以上の世帯に係る補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる事項の全てに該当するものとする。

(1) 申請者を含む2人以上の世帯員が、釜石市に移住した日の前日における住所地及び申請時において、同一世帯に属していること。

(2) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に釜石市に移住し、かつ、申請日において釜石市に移住した日の後1年以内であること。

(3) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(補助金額)

第4条 補助金額は、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)の世帯の人数により次のとおりとする。

申請者の世帯の人数	補助金額
2人以上	100万円とし、年齢が18歳未満の子が世帯に属する場合は、当該子1人につき100万円を加算する。
1人	60万円

(交付申請等)

第5条 申請者は、釜石市移住支援補助金交付申請書(様式第1号)及び別表に定める添付書類を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書の提出期限は、毎年度2月末日とする。ただし、次の各号のいずれかに規定する期間内に提出しなければならない。

- (1) 就業の場合にあつては、釜石市に移住した日から1年以内の期間とする。
- (2) 起業の場合にあつては、起業支援金の交付決定を受けた日(以下「交付決定日」という。)から1年以内とする。ただし、交付決定日が釜石市に移住した日以降の場合にあつては、釜石市に移住した日から1年以内とする。
- (3) 専門人材、テレワーク及び関係人口の場合にあつては、釜石市に移住した日から1年以内の期間とする。

(補助金の返還)

第6条 市長は、補助金を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとし、知事及び市長は、次に定めるところにより補助金の全額又は半額の返還を命ずるものとする。ただし、就業先企業の倒産、災害又は疾病等の場合であつて、市長がやむを得ない事由があるものとして認めた場合は、この限りではない。

- (1) 申請者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合 全額
- (2) 補助金の申請日から3年に満たない間に釜石市から転出した場合 全額
- (3) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件に該当する職を辞した場合 全額
- (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合 全額
- (5) 次条の規定に基づく報告及び調査に応じない場合 全額
- (6) 補助金の申請日から3年以上5年に満たない間に釜石市から転出した場合 半額

(報告及び調査)

第7条 知事及び市長は、必要があると認めるときは、補助金を受けた者に対し、報告を求め、又は職員を派遣して関係書類を調査させることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和7年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則(令和2年1月15日告示第15号の3)

(施行期日)

1 この告示は、令和2年1月15日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の釜石市移住支援事業費補助金要綱の規定は、施行の日以降に釜石市内に住所を定めた者(以下「転入者」という。)について適用し、同日前の転入者については、なお従前の例による。

附 則(令和3年4月1日告示第86号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の釜石市移住支援金要綱の規定は、施行の日以降に釜石市に移住した者(以下「移住者」という。)について適用し、同日前の移住者については、なお従前の例による

附 則(令和4年4月1日告示第64号の10)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の釜石市移住支援補助金要綱の規定は、施行の日以降に釜石市に移住した者(以下「移住者」という。)について適用し、同日前の移住者については、なお従前の例による。

附 則(令和5年4月1日告示第37号の13)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の釜石市移住支援補助金要綱の規定は、施行の日以降に釜石市に移住した者(以下「移住者」という。)について適用し、同日前の移住者については、なお従前の例による。

附 則(令和5年8月1日告示第73号の2)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の釜石市移住支援補助金要綱の規定は、令和5年7月12日以降に釜石市に移住した者(以下「移住者」という。)について適用し、同日前の移住者については、なお従前の例による。

附 則(令和6年4月1日告示第86号)

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の釜石市移住支援補助金要綱の規定は、令和6年4月1日以降に釜石市に移住した者(以下「移住者」という。)について適用し、同日前の移住者については、なお従前の例による。

附 則(令和7年3月31日告示第80号)

(施行期日)

2 この告示は、令和7年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の釜石市移住支援補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以降に釜石市に移住した者(以下「移住者」という。)について適用し、同日前の移住者については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

添付書類	様式
1 写真付きの身分証明書の写し(写真がない場合は、公的機関が発行する公的証明書の写し又はそれに準ずるものとして市長が認めたもの。)	
2 住民票(申請日から3月以内に発行されたものであって、2人以上の世帯に係る申請を行う場合は、世帯全員の住民票)	
3 申請者に係る転入前の住所地での居住記録が分かる住民票の除票又は戸籍の附票(申請日から3月以内に発行されたものであって、2人以上世帯に係る申請を行う場合は、世帯全員のもの。)	
4 釜石市に移住した日より前に就業していたことを内容とする就業証明書等(第3条に規定された雇用保険の被保険者の場合)	
5 釜石市に移住した日より前に開業していたことを内容とする開業届出済証明書及び個人事業等の納税証明書等(第3条に規定する法人経営者又は個人事業主の場合)	
6 就業証明書(第3条第1項第2号に規定する就業に係る要件又は第3条第1項第6号に規定する関係人口に係る要件に該当する場合)	第2号
7 就業証明書(第3条第1項第5号に規定するテレワークの要件に該当する場合)	第3号
8 起業支援金の交付決定通知書の写し(第3条第1項第3号に規定する起業に係る要件に該当する場合)	
9 関係人口証明書(第3条第1項第6号に規定する関係人口の要件に該当する場合)	第4号
10 釜石市に住所を有する2親等以内の者の住民票の写し(第3条第1項第6号アに規定する関係人口の要件に該当する場合)	
11 戸籍全部事項証明書(第3条第1項第6号アに規定する関係人口の要件に該当する場合)	
12 資産公価証明書(第3条第1項第6号カに規定する関係人口の要件に該当する場合)	
13 釜石市の納税証明書並びに申請年度及びその前年度における前住所地の納税証明書(申請日から3月以内に発行されたものであって、2人以上の世帯に係る申請を行う場合は、世帯全員(18歳以上の者に限る。)のもの。)	
14 在留カード又は特別永住者証明書の写し(外国人の場合に限る。)	
15 その他市長が必要と認める書類	